

最終処分関係行政機関等の活動状況に関する
評価報告書について（案）

平成 28 年 10 月 6 日
原子力委員会 決定

原子力委員会は、本年 5 月 17 日、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成 12 年法律第 117 号）に定める特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（平成 27 年 5 月 22 日）に基づく特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画の改定及び関係行政機関等の活動状況に係る評価等を専門的かつ総合的観点から行うため、放射性廃棄物専門部会を設置した。

同専門部会は、5 回に及ぶ審議を経て、「最終処分関係行政機関等の活動状況に関する評価報告書」を取りまとめ、本日、当委員会は同報告書を受領した。

同報告書においては、関係行政機関等の活動状況について、おおむね適切に取組が進められており、個別に改善が必要な事項はあるものの、総じて、明瞭性・透明性・応答性が高い水準で確保されていると評価されている。また、今後、国民理解醸成のための活動の継続、長期的視点を重視した取組、科学的有望地の提示に際しての正確かつ適切な情報伝達のための慎重な検討、関係行政機関間の連携強化等が重要であると指摘されている。

当委員会は、同報告書の内容は適切であると判断し、関係行政機関、実施機関等には、同報告書の内容を十分に尊重し、今後の取組に適切に反映することを求める。

以上